

議事日程（第4号）

平成27年12月18日 午前9時02分開議

- 日程第1 要望第2号 社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書
- 日程第2 議案第107号 動産購入契約の締結について
- 日程第3 議案第108号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第109号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第110号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第111号 吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第112号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第113号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第114号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第115号 吉賀町地域間交流拠点施設条例の全部を改正する条例について
- 日程第11 議案第116号 吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第117号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第118号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第119号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第120号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第121号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第122号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第123号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 発議第8号 入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）
- 日程第20 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書

日程第21 陳情第3号 国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書

日程第22 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

平成27年12月18日 午前9時02分開議

日程第1 要望第2号 社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書

日程第2 議案第107号 動産購入契約の締結について

日程第3 議案第108号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第4 議案第109号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第5 議案第110号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第111号 吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第112号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第113号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第114号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第115号 吉賀町地域間交流拠点施設条例の全部を改正する条例について

日程第11 議案第116号 吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第117号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第118号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第119号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第120号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第121号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第122号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第123号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）

日程第19 発議第8号 入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）

日程第20 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書

日程第21 陳情第3号 国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書

日程第22 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

2番 大多和安一君	3番 三浦 浩明君
4番 桜下 善博君	5番 中田 元君
7番 河村 隆行君	8番 藤升 正夫君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 潮 久信君	12番 安永 友行君

欠席議員（1名）

1番 桑原 三平君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君		

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

なお、谷出納室長におかれては窓口事務のため欠席をされます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

最初に、お諮りをします。今会期中に河村由美子議員の一般質問の際、とい
う発言がありました。また、中谷町長の発言の中で、についての発言

があり、取り消したいという申し出が御両名からありました。お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、河村由美子議員及び中谷町長からの発言の取り消しを許可することに決定をしました。

日程第1. 要望第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、要望第2号社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書については、お手元に配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり文書配付としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、文書配付とします。

日程第2. 議案第107号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第107号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 町長にお伺いします。この契約の締結ということですが、今回は変更契約はないんですが、変更契約のときにある一定の率を超えれば入札等審査委員会などに諮るよという決算委員会のほうで要請しておりますが、その結果については現在どのようになっているか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議運と協議をされておるんじゃないかなろうかと思いますが、いわゆる変更契約部分の金額が、一定金額以上なものが、もとの契約との乖離が大きい場合は、全員協議会等でできるだけの説明はしたいというようなことで、協議をさせていただいておるというように思っております。考え方は、いわゆる全員協議会等で説明をしようと、軽微なものですけど、いわゆるもとの契約の契約変更の部分でも、やはりそれなりの大きな金銭的な開きがあるようであれば、全協等、説明をするという考え方ではあります。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） ちょっと議案と違って申しわけないんですが、決算特別委員会の中での内容は、本議会、議会に議決を得なければいけないものだけでなしに、町全体での議会の議決を得なくても、済める、行える契約について、ある相当の率を超えれば何らかの手当が必要

じゃないかということで、決算特別委員会は報告書を出しておりますが、それについてはまだということは、まだ何ら検討されていないということでよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） いわゆる議会の議決を得るものについては、先ほど申し上げましたように全員協議会等で説明をしたいというように思いますけれど、軽微な部分までやれということでございますけれど、やはり内容によっては、そこまで説明しなくてもいいようなものもありますし、全てということにはなかなかならない。やはり説明すべきような内容のものであれば説明はしていきたいとは思っておりますけれど、細かいところまでは、まだそこまで詰めてはおりません。

○議員（2番 大多和安一君） そういう意味じゃ……。

○町長（中谷 勝君） どういう意味なのか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 濟いません、決算委員会の報告書の中では、建設水道課に対するところで、その記述があったというふうに記憶しておりますけども、この工事契約につきましては全体でやっぱり対象になるところがありますので、まだ今、年度途中でもございますし、決算委員会で御指摘のあったことについては検討していかねばならないとは思いますが、今の段階で、どういうふうにしようという結論も出しておりませんし、今後検討していかねばいけないというふうに思っております。

普通の契約についても、要は、議員さんが言われるものは、もとの契約が例えば100万円だったものが変更契約で200万円にも250万円にもなっているというふうなものがあるということでの御指摘だと思いますので、その件につきましては、議決が必要な契約であるかどうかにかかわらず、また内部で検討してみたいというふうには思っておりますけども、今の段階では、まだ結論は出ておりません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第107号動産購入契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第108号

日程第4. 議案第109号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第108号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について及び日程第4、議案第109号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第108号のほうでお聞きをいたします。説明があったかもしれませんが、この条例を制定しなければならない理由について、特にその上位法の施行日の部分から、もう一度御説明を願います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

施行日等からということですが、御承知のようにマイナンバー制度の運用が来年の1月から開始をされます。それに伴いまして、吉賀町のほうでも事務の中でこの番号の利用が発生をしております。その際に、この条例の趣旨、第1条のところにもありますけれども、ナンバー法の第9条第2項の中では、地方公共団体において、条例等において、社会保障とか税あるいは防災等に関する事務について、条例等に規定すれば個人番号の利用ができるというような規定があります。これに基づきまして、その吉賀町内で利用するその事務の内容について、この条例で規定をするというのが、この条例制定の趣旨でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、情報ネットワークシステムというのがございますが、これが実際に稼働するのはいつか、で、それまでの間は、施行日が来年の1月1日からですが、その間との関係はどのようになっているのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

まず、ネットワークシステム稼働時期なんですけれども、これにつきましては、平成29年の7月というふうに今聞いております。これの試験が28年の7月から試験をして、29年の7月

から本稼働というふうに聞いております。したがって、それまでの間はこのネットワークシステムの利用はできませんので、他の国との機関あるいは県と市町村とのやりとり、そういったことについては文書でやりとりをするような、そういうことになろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そもそも私の理解をしていたのは、今、御説明あったように、情報提供ネットワークシステムが動くまでの間、いわゆる庁舎内での事務において、今の特定個人情報というのを使うことができるというふうに思いますけども、それまでの間においては、こういう条例等を制定をしないとのっかることができないことと、もう1点、別表第2の第2欄に掲げる事務以外には利用しないということで、第4条の中で規定をされておりますが、このように、それ以外の事務では、吉賀町においてはこの特定個人情報というのを使わないというふうに理解をしたらよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

利用の範囲で第4条のほうに定めておりますが、冒頭言いましたように、社会保障とか税あるいは防災に関する事務であれば、条例で定めれば市町村でできるということもあるんですが、今、吉賀町で考えておるのは、この中で利用するのは別表第2に定めている事務を利用するというところで、この条例で規定をしております。したがって、それ以外の利用はありません。国と市町村とか、県と市町村のやりとりについては、これ、法律のほうに規定してありますので、それは、この条例に直接は関係ないんですけども、この条例に関係するのは、その別表第2に書いてある事務の中で、例えば税と福祉、これの間でその番号を利用する、こういったことを想定した内部間の利用に関することをこの条例で定めることを今回目的としておりますので、そのように御理解いただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、例えば所得の少ないお子様に対して、また生活保護世帯等に対して、要保護、準要保護という形で一定の手当をしておりますけども、そういうような事務には、この特定個人情報という形での利用というのはないというふうに理解をしたいと思いますか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えをします。

この件に関しては形式主義で判断をさせていただきますので、別表第2の中には、今、私が見る限りでは、要保護、準要保護に関することについてマイナンバーを利用していいか悪いかというようなことは、ちょっと見つけることができません。26のところで、生活保護による保護の

決定を、実施に関する事務であって、主務省令で定めるものの中に生活保護という言葉が出てくるんですが、それ以外のところでは出てきません。その中で、学校に関することで申し上げれば、特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって、主務省令で定めるもの、これは直接的に要保護、準要保護に係るものではないけれども、そういったことを判定するための事務を主務省令で定めているものではないので、これに付随することで、要保護、準要保護に係ることがあれば、それは当然、類推解釈の中でマイナンバーを使用することができますけれども、直接的に要保護、準要保護という言葉の中で、それを利用する利用しないということは、まだこの中には見受けられませんので、形式的に判断すれば、それはもうこれ以外のことはやっちゃいけないということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、今の要保護、準要保護の関係は教育委員会のやるといってことでありまして、生活保護等のことにつきましては町長のサイドのほうでやっていることですので、使わないと、使うことができないというふうに理解をしたらよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 使うことができるかできないかということを判断するというよりも、この別表第2に書いてある事務以外に使うことはできないということであって、要保護、準要保護が、もし関連する事務であれば、それは使うことができるというふうに解釈できますけれども、その今の、この今からどういうふうな事例があるかということが、ちょっと私のほうでは想定できませんので、それを今ここで断言することはできません。ですから今は、この別表第2に書いてある第19条、21条関係で、この別表第2に書いてあること、事務を類推解釈をするところまでは無理です。ただ、明文化されたものについては、これを形式的に判断することが、現段階で言える説明ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、類推解釈等のこともございましたが、別表第2のほうで、提供先それから情報提供者という形で区分がしてあります。ですから、そういう内容が同じようなものであっても、情報提供者なり提供先が異なるという場合は使えないというふうに理解をするのが妥当かと思えますが、もう一度、ちょっと正確な御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 私どもは法の番人ではございませんで、行政執行者ですので、

ここに書いてあること以外はできない、ここに書いてあることはできるということで、いちいちその場合のケースについてどうこうということを判断できる権限は、私どもにはございません。以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 権限はないということで、私が思ったのは、町独自でやっていることで、この別表第2に該当しないものがありますので、そのものをこの中でちゃんと拾い上げて、明示をして、条例として提案すべきものであると、そういう思いのもとで質問をしております。

ですから、よそと比較してのはどうかというようなことも言われますけども、やっぱり町で条例をつくるんですから、やっぱり町に合ったものを、中身を吟味して議会に提出するという姿勢はちゃんと持ってやるのが妥当じゃないかと思います。

それ以外でも、今の福祉関係の申請等につきましても、この別表第2の中に該当しないもの、それからそういうものも見受けられますので、そこら辺をこの条例の中に盛り込まないと、別表第2のあるものは、既に上の法律の中にあるんですから、時期は別にして、それは使えると、そういうふうに私は理解をしておりますが、もう一度お聞きをしますが、別表第2に含まれない事務で、町独自でやっている事務のうち、この番号法の関係から利用することができるものというものについて何があるかという調査をされたか、それだけ聞きます。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 今回の件については、当然、私どものほうでは調査をしました。例えば高齢者福祉のほうで申し上げれば、介護予防・地域支え合い事業等々は、御本人さんの収入等が影響しますので、そのことでそれを受ける、給付を受ける場合には、当然、申請に当たって、その人の所得状況というものを把握しなければいけないということがありますけれども、これは特段マイナンバーがなければその給付が受けられないというものではございません。もう現在、既に施行しております、例えば北海道から転入された方が、いきなり介護予防・地域支え合い事業を利用したいという場合にも、マイナンバーがなければその人の所得が把握ができないというかって、そういうことではございません。私どものほうでは、所得照会をかければ、向こうの市町村の職員の方々は御本人さんの同意を得て、きちんと所得を把握することができます。ですから、運用上、このマイナンバーがなければ困るというようなことは全くございません。

それで、全くないわけですから、私どもとしては、この今回、総務課が上程をしたこの条例は、いわゆる一般的な上級法規と下級法規の関係での不当該、延拡張にならないように、市町村でやっている固有の事務が、この上級法規に抵触しない範囲の中で、我々は運用したいというふうに思っています。

ですから、この条例の中で最後の条項がありますけれども、6条で、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとあります。この条例に、類推解釈の中で該当できるものがあれば、町長が別に、運用上それを定めて、もちろん明文化しなくてもいいわけですが、そういった格好で施行できるわけですから、特段、町の固有の事務に対しまして、この条例の中でいちいちうたう、そしてこれは別表第2の範囲を超えてどんどん我々がやっていくという必要は、法の体系からいって、ないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第108号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第108号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてに対して、反対の討論を行います。

まず、この個人番号の利用に関しましては、セキュリティー上の問題も含め、個人情報、自分が他人に知られたくない情報が外に漏れる危険性のそのものが、まず配慮されていないまま行われているということが、まずそれに基づいて出された条例であるということです。そして、先ほど質疑の中で、マイナンバーがなければできないものではないという御答弁もありましたが、そういう形で事務としては実施をすることができるものであると、そういう状況に照らすならば、今この条例を制定をする必要性というものはないというふうに考え、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第108号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4、議案第109号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第4、議案第109号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第110号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第110号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

なお、初日の質疑の際、8番議員からの質問に対しての答弁残りがありますので、齋藤税務住民課長よりこれを答えます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。初日の先ほど議長が申されましたとおり、初日のところで答弁残りがありましたので、ここで、答弁残りについて回答させていただきます。

延滞金の徴収猶予に関する延滞金の率についての御質問でありました。本則から言いますと、延滞金の徴収猶予に係る延滞金の率につきましては2分の1を免除するという規定があります。であります。現在、本則14.6%、延滞金が14.6%ということですが、特例によって、現在14.6でありますと2分の1で7.3%ということになっておるわけですが、26年からの特例により、この部分については特定基準割合を充てるということになっておりまして、現在、先般、来年度の率が来たわけですが、これによりまして1.8%が徴収猶予における率ということでありまして、徴収への猶予、文書等で申請されて、それが、そういう条件等が認められますと1.8%になるということでありまして。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑が保留してありましたので、これより質

疑を行います。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、課長より御答弁がありました。地方税法の中で、今の住民税と、それから固定資産税と軽自動車税におきましては、この徴収の猶予をしたときに、今の延滞金を取らないように徴収しないことができるというくだりがあったと思いますが、その点についてどのように理解をされているか、特に、他の自治体におきましては、そのことについて要綱等で定め、明示をしているところもありますが、今、徴収の猶予、本来、徴収できないから猶予をするのであるにもかかわらず、延滞金だけは徴収をするというのは、はっきり言って理屈が合わないんじゃないかというふうに考えますが、今の地方税法と今の理屈のからあわせて、もう一度御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 制度的には2分の1が徴収猶予の部分でありまして、そのほかで、その徴収猶予をされる理由の中に、災害とか本人が病気とか、いろんな状況が出てくるだろうというように思っておりますが、そういう部分について減免規定もあります。減免というのは税そのものがなくなると、なくなるというか減免、税そのものを減免しますので、当然、延滞金もかかってこないというようになります。

徴収猶予の制度というのが、最初は1年間、申請、いろんな法律で合致する理由がある方に申請していただきます。その部分で、その1年間については2分の1、実際は来年から1.8%なわけですが、その延滞金がかかってきます。さらに、またその状況を見ながら1年間の徴収の猶予をすると、最高2年ということです。

その間に、また税の担当者としては、財産とか状況等が、本人からの申請もあるわけですが調査もいたします。その中で、実際にそういう納付が不可能な方なりについては、やはりその中で2年の中で執行停止というような措置もとるということでもありますので、執行停止の方については当然、延滞金もなくなると、延滞税もなくなるということになります。そういう対応をすると、2年間でそういうきちっとした対応をしていくというのが、今回の法律の見直しの考え方だということに思っておりますし、そういう対応をしていきたいということに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） といいますと、徴収の猶予したときは、今の延滞金についても徴収はする対象にならないという理解でいいんでしょうか。延滞金についてですよ。あくまでも、今、徴収の猶予はいいんですけども、その災害等のときとか、財産、事業が完全にだめになったときには猶予が、そもそもの徴収のもとの徴収の猶予がされますけども、それにくっついている延滞金も徴収をしないという、徴収する対象にしないということよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 執行停止なりそういう状況になった場合には、延滞金もなくなるという考え方であります。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第110号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第111号

日程第7. 議案第112号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第111号吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第112号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第111号の件で、これにあらわしております職員の退職の管理の状況を報告するということではありますが、この職員との対象、通常いろんな課長とかそういう管理職クラスの人の場合が多いんですけども、その対象の人というのはどういうふうになっているのかということと、ついで先で果たす役割、一社員であるのか、顧問とか相談役、こういう人たちもこの中にそういう管理の対象になるのか、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

まず、職員の範囲と、それから対象の職というような御質問だけかと思っておりますけども、この公表については、今うちのほうでやっておるのは、国のほうから示された様式に基づいて公表しており、広報なんか載せているのもそうなんですけども、まずそういった具体的などといった様

式かというのはまだ定められておりません。ですので、こういった方向で、どの程度までというのは、まだ今、検討もしていないところなんですけども、基本的には、今回のその法律の改正の趣旨が、現職場におとところに対する働きかけの禁止でありますとか、その退職後の就職情報等の届け出に関する事とか、地方公務員法が改正されたのはそういったところですので、それに関するところの公表することになろうかと思いますが、ちょっと県のほうにも問い合わせしたんですが、県については、常勤、非常勤は問わないということです。それから、範囲も特に、管理職以上ということだったと思いますけども、そういうふうになっておったと思いますけども、うちの条例の第2条のところにも、5月末日までに町長に対し、職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除くというふうに書いてありますので、臨時、非常勤は除きますけども、その他については特に規定がありませんので、管理職であろうが、その辺のところについては特に規定がありませんので、そのように全職員が対象ということになろうかと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それで、先ほどもお聞きしましたけども、全職員が対象で、その退職された後、民間の事業者さんに就職をされる場合もありますし、先ほど質問した中にあるように、顧問であるとか相談役であるとか、そういうふうな形でのかわりを持つ、そういう人も、この職員の退職管理の状況の中に含んで管理をされるということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

特に今の、さっき、要するに顧問とか相談役も含めてですけども、県もそうなんですけども、就職先の常勤、非常勤は問わないというふうに、どうもなっておるようで、そういったところ、まだこれ、もちろんうちの内規的なものをつくる必要があるかと思いますが、そういった方向で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、今、内規的なものでということでありましたが、その退職後の就職の状況を把握する仕組みについても、その中で行うということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

地公法では条例で定めることができるというふうにもなっておるんですけども、そこまではする考えはないですので、おっしゃるとおりに内規か何かでその辺を定めていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 内規等でありますと、罰則等の適用というのが、それはできない

んじゃないかというふうに理解をしますが、そういうそこら辺の整合性はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

条例を制定すれば10万円以下の過料というのがあるんですけども、罰則があるんですけども、それが、おっしゃるとおりに、条例をつくらないと罰則の適用はないということになるかと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

日程第6、議案第111号吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第111号吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7、議案第112号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第112号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第113号

日程第9. 議案第114号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第113号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第114号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

日程第8、議案第113号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第113号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9、議案第114号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第114号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前9時54分休憩

.....
午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....
日程第10、議案第115号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第115号吉賀町地域間交流拠点施設条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この地域間交流施設についてですが、現行の第1条で設置の項目で、地域資源を活用した新産業の創出とそれを担う次世代の育成を図り、人と自然が共生する持続可能な地域社会づくりを目指すエコビレッジかきのきむら構想を推進するため、地域間交流拠点施設を設置するとあります。これに、改正条例は、理念を継承しということを追加することなんですが、この理念を継承しをなぜ追加するのかということと、そもそもこのエコビレッジかきのきむら構想そのものが、町民の中に浸透しているのか、町民に広く知られているのか、恥ずかしい話ですが、私はこういう構想があるということは議員になるまで知りませんでした。ということで、特に合併前の旧六日市町でこのことが広く知られているのかどうか、それから、こういう拠点施設があるということも知られているのかどうかをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 三浦柿木振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

まず、構想の理念を継承しているのがどういう意図で入っているかということなんですけれども、エコビレッジかきのきむら構想につきましては、10年前に町村合併前にできた構想でありまして、それが、構想につきまして10年たっておるということで、これについて実現できていない部分があります。そういう意味で、実現されていないところがあるということ、構想をそのものを完全な形でできないということであったということ、理念としては継承して、こういう考え方を引き継いで実行していきたいという意味です。

それから、この構想について、特に旧六日市町のほうで知られているかどうかということなんですけれども、構想について、町全体において、合併後、知らせているということはないと思います。以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 構想を知らせてはいないという今の回答でよろしいんですか。その辺ちょっとお聞きしたいんですが、よくわかりませんでしたので。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 知らせていないと私は認識しております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 先ほどの室長の答弁での、合併して10年たったので、この構想を変えるというか、引き継ぐというか変えるというか、合併後の1年ではいけんかったんでしょうか。なぜ10年たった今、この条例改正ということが出たんでしょうか。今の説明では、何か合併して10年たったのでということが出ましたが、改正するのであれば、合併して、合併のときか、あるいは合併1年後とか、10年たたんでも条例を改正すべきじゃったんじゃないでしょうか。何かそういう強い説得が、今、聞かれなかったんですけど。

それともう1点、現行では推進をするためになっておりますが、改正、どうも理念を継承ということ、理念という非常に強い言葉が入っておりますが、なぜこの理念というのが入ったのか、そこを詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

合併して10年というのは、ちょっと不正確な説明でした。構想について、一応10年、これは100年先もというような構想ですけれども、10年をめぐりに構想というのがあったということでありまして、一応その10年、その構想の10年が過ぎたということで、理念というのは構想についての考え方を、さらに今後も引き継いで推進していこうという考え方です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 先ほどの答弁で、構想を要は広く町民に知らしめていないという、しかも、この条例が設置されてから10年、これが広く町民に知られていない、そのような施設を、まだこれからも続ける必要があるんですか。もう今さらという気もしないわけではないので、もうこのような施設は廃止されたらいかがなんでしょうか。その辺について検討されたことはないのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 現存の施設を廃止したらということでございますけれど、あるものを廃止というよりは、いわゆる目的で基づいた活用をするほうがよろしいのではないかとというようなことで思っておりましたので、廃止というような考え方はございませんですが、ほかの活用も、当然検討すべきではなからうかというようなことは、私は担当部局のほうには申し上げておりますけれど、先般申し上げましたように、直営ではなかなか現場が、直営でやってもなかなかいわゆる運営が難しいというような判断がございますので、これまでよりは、いわゆる交流施設とい

うことがありますので、交流をやはり中心にさせていただき、移住・交流そういったものに資するようなこと等をやっていただこうというようなことで、今回、現場の室のほうで、条例を全て変えて、新たな出発をしたいということでございますので、議会に御提案をしたところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） エコビレッジかきのきむら構想と、今、行っております地方創生のための地方人口ビジョン、それから地方版の総合戦略、これらとの関連についてどのようになっているのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ただいま御質問のありました総合戦略との関係ということでお答えいたします。

総合戦略におきましては、以前、全協等で説明しておりますが、人口ビジョンを達成するために、向こう5年間、重点的に行う事業を集約したものでございます。大きな目標としましては、合計特殊出生率の上昇及び社会増減の増加を目指しております、それにその目的を達成するために、仕事、結婚、出産、子育て、人の流れ、協働と連携というところにかかわってまいります施策をしてまいります。

具体的に、エコビレッジ構想と総合戦略とが、これとこれが合致しているんだという項目はございませんが、エコビレッジ構想によりますと、こういう交流等も含まれておりますし、例えば行っておる事業としまして、ちょっと名称がすぐ浮かばないんですが、都会の学生等との交流や移住希望者のツアーとかもエコビレッジかきのきむらにおいて行っていると認識しておりますので、そういう点では、人の流れをつくるというところと協働というところにかかわってくるのではないかなと思われま。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 多くの点で、今、地方創生の取り組みと、このエコビレッジかきのきむら構想というのは共通するところがあるというふうに思います。しかしながら、このエコビレッジかきのきむら構想そのものは旧合併前につくられたものであり、新しい新町の計画の中に、しっかりとこのものを取り込んで行う計画の中の一つの位置づけとして取り組むのが、やっぱり合併したんですから、柿木は柿木というような取り組みでやるように今のこの施設条例の改正ではあります、改めて読み返しますと、その合併した後の統一感というものに非常に欠けるんじゃないかというふうに見えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 今、8番議員のほうからお問い合わせがありました、まちづくり計画の関係なんです、今、担当のほうも探しておりますが、来年度で第1期目の10年目が終わります。現行の総合振興計画でありますまちづくり計画の中にも、合併時にありましたエコビ構想を継承して協働のまちづくりをするということが、当然、明記がしてございますので、これに向けた取り組みは引き続きやっていく必要があろうかと思えます。ただ、その内容が十分であったかどうかということにつきましては、また検証していく必要があろうかと思えます。

それから、先ほど来出ております、現在あります人口ビジョンと地方創生の総合戦略の関係で申し上げたいと思えます。さきに策定をさせていただきました人口ビジョン、現行の6,500人の人口を、2060年、45年後に4,437人にしようと、こういった人口ビジョン策定をさせていただきました。一方、合併前につくっておりますエコビ構想、これは平成17年の2月に策定をしておられまして、そのときの構想では、エコビ構想を実現をして、向こう10年間、10年後においても、当時の人口の1,800人を維持していこうというような内容です。そういたしますと、現にそのエコビ構想自体も生きております。それから新たに今回の総合戦略の中で人口ビジョンの策定をさせていただきましたが、先ほど言いました4,437人のうちの1,800人がどうかと、こういった話になろうかと思えます。ということで、いわゆるその新しくつくった人口ビジョンがあり、片やエコビ構想の1,800人があるということで、矛盾をする話になろうかと思えます。ということでありますので、今回の人口ビジョンの策定の中で、そこら辺の整理もしようかという努力をいたしました、いかんせん短期間の中でそこら辺の整理ができなかったということもありました。ということもありましたので、今回、条例の全部改正も上程をさせていただきましたが、その検討の中で、事務方のほうといたしまして、直接の担当は柿木の地域振興室のほうになりますけど、今ありますエコビ構想をおおむね1年間かけて検証させていただこうということです。その結果がどうなるかわかりませんが、その人口の取り扱いについても、今回策定をさせていただいた人口ビジョンの中へ流し込んでいくのか、それともエコビ構想を幾らかまた内容を変えて、人口ビジョンと人口のバランスがとれる形で人口の設定をするか、そういった作業は、これから1年かけて、行政のほうで検証させていただきたいということでございます。

それから、初めに2番議員のほうからもありました設置の趣旨のところの継承をという言葉が今回追加をさせていただいたということなんです、これはエコビ構想でいろいろメニューが書いてありますけど、当然できている部分とできていない部分があるわけです。ですから、もともとあります現行の条例の中の推進ということだけでは、やはりその条例の設置趣旨が薄いだらうということがあります。というのは、結局できていない部分もあるわけですから、その部分についてはしっかり検証して、理念はとにかく引き継ぐと、で、できるところは進めていくと、こう

いった双方向で整理をさせていただいたということで、今回、全部改正の第1条の趣旨の中に、改めて理念の継承するというを追加をさせていただいたという趣旨でございますので、そういったところを御承知おきいただいたらというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げました現在の吉賀町まちづくり計画の中でのエコビ構想、あるいはエコビレッジかきのきむらNPOの位置づけなんですが、基本目標がありまして、その中の基本目標3、魅力と活力に満ちあふれるまちづくり、この中で、NPO法人のエコビの問題、それから協働の部分ではエコビ構想の取り組みを行いながら生涯学習の拡充等を目指していくと、こういった書きぶりで、まちづくり計画の中には明記をさせていただいているということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、資料でいただきましたエコビレッジかきのきむら構想の例えばこの10ページに、1,800人の柿木村の維持ロードマップということで、エコビレッジ構想基本施策、基盤整備事業、それからその下に、構想実現に向けて不可欠なソフト開発事業というものがございます。その中に、若者が定住する村というふうに上げて、その最初に、戦略的な地域人材育成、小中一貫地域教育導入等の文言も入っておりますが、これにつき、こういう具体的な行動計画そのものが、この理念の継承するものの中には特別に重視して入っているものではないというふうに先ほどの御答弁からは推察できるんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 今、8番議員がおっしゃったような内容で御理解をいただいたらと思います。

個別のところは、先ほど申しましたように、とりあえず10年のロードマップを設定をしておられましたが、そのところをまず検証していきましょうということですので、ここを具体的にどの部分を今回の全部改正の中で継承をしていくという意味合いではございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、潮議員。

○議員（11番 潮 久信君） ちょっといろいろ説明を受けますと、言い方が、ちょっともうなかなかそれは考えるより難しいと思いますがね。やはり、やることにおいて一つ言えることは、やっぱりもう正直にちょっと考えてみないけんのじゃないか、ちょっと現実来ちよると思うんです、時期が。で、今、前向きにしたい、こうしたらいいとか、いろいろ言われますが、やっぱりかなり時間がかかると思います、見ちよると。そこをどう考えるかということになるかと思いますが、やっぱり一つの問題として、ええか悪いかじゃなくて、やっぱりもうない、お金がない、出ないところがあると思うんです、お金が、お金に。それで、やはりやり方をいろいろ見ており

ますと、温泉の問題にしても、お金がやっぱりいろいろかかるんです、見ちゃると。やっぱりそのをいろいろ見て、僕は正直ちょっと限界があるかなちゅうような気がするんです、気持ちが。皆さん、どう考えるかはわからんけど、僕は素直にそう思います、物事に対して。済いませんが、その辺をちょっと皆さんで御相談してもらいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 特に回答を求めるものでもないようなので、質疑を続行します。

質疑はありませんか。質疑がないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第115号吉賀町地域間交流拠点施設条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第116号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第116号吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） まず、指定管理の期間ですが、これは他の指定管理の施設と同様にするために3年間という回答だったと思われませんが、私の記憶した分では、この議会の中で、5年間の指定管理をしたのが何件かあったのではないかなと思われませんが、そのあたりについて、なぜ今の指定管理の期間を皆一緒にしようと言いながら違ったのか、それとも、前5年間の分は、それは特別なので、今回のは他の指定管理の施設と同様に管理の期間をしようとするのか、そのあたりについて回答をお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

先般の御質問のところで、今、そういうふうに3年間というような、ほかの施設とそろえるというふうに御答弁いたしましたけども、去年ぐらいに更新したものは5年間ということで、確かにそろわないという実態が残ると思います。この点については、行く行くは、その辺の次の更新のときに、それもそろえるように検討していきたいというふうに思っておりますので、最終的にはもう5年、もうちょっと先になると思いますけども、その辺では全部そろえていきたいということが1点ございます。

それから、もう一つの理由は、この間もちょっとお伝えしましたが、先ほどもありましたけども、エコビレッジ構想の今の検証を行うということを、先ほどもありましたけども、その検証結果を次の指定管理に反映していかなければいけない、それをももちろんその指定管理を継続するしないということもあろうかと思えますし、その継続するであれば、それと不足している分をどこへどういうふうに求めていくか、そういったことも、今度の次の指定管理の中ではいろいろ盛り込んでいきたいという思いがありまして、そういった2つの意味合いから、今回については3年間ということにさせていただきたかったということが3年にした理由でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） ということは、このNPO法人ですか、エコビレッジかきのきむらは、そのエコビレッジかきのきむら構想に基づいた理念で活動をしてないんじゃないかと思われるわけですが、それともうこの理念に基づいたエコビレッジ構想を町内には広げていないということも先ほどの答弁の中にありましたが、そのような形で、要はこの交流施設としての施設を交流施設として使用していないんじゃないかと思われる節が多々あるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 交流施設として活用はどうかということですが、交流事業として体験事業とか、具体的に言えば、例えば蜂蜜採集体験とか、芋掘り体験とか、草木染め体験とか、施設の利用はしておりますけれども、その辺が、まだ先ほど知らしめていないというような話もありましたけども、エコビレッジ構想につきましても毎月の通信のほうとかでも、こういう事業をして、環境に関する事業をやっていますよとかしておりますけれども、決して活用されていないとは思っていませんけれども、十分に利用されているかというところは検証されるような必要があるんじゃないかというところと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 私も先ほどから指定管理のこととエコビレッジのことでいらしたところもあるわけですが、今、室長のほうから、同僚議員の質問に対して、活動していない

んじゃないかという質問がありましたけれども、この先日いただきました、私も先日見ましたけれども、この通信とか、それからおとといいただきましたこの資料について、後ろのほうの資料を見ますと、1年間のあれ出ております。活動記録あるいは計算報告書が出ておりますけれども、26年度の活動報告を見ましても、他の公民館とか活動しておられますが、特に変わっておるといふようなところを点検してみましたけれども、この1年間の活動報告でも、農園の整備とかそれから上方落語とか、いろいろ書いてありますけれども、これは他の公民館で幾らでもできる、やっておるといふような状況ではないかと思えます。公民館がやっていけないというのは、何か利益に係るようなことをやってはいけないといふような状況かと思えますが、ここの交流施設はある程度その辺が許容範囲かもわかりませんが、この活動報告から見ると、今の室長さんが言われる返答にはちょっとマッチしないんじゃないかなと思えます。

それから、ここの報告書に、活動計算の報告書を見ましても、収入が約1,000万円ぐらいありますけれども、事業収益というところ、合計が約900万円ぐらいありますけれど、この管理運営事業というのが町のほう出ておりますが、これ490万円ぐらい、それから新社会モデル事業というのが380万円、合わせて890万円ぐらいありまして、本当90%近いものがこの2つに絞られております。他の情報収集とか地域協働に関する事業とかいうところは、もうゼロ円とか3万9,000円とか12万4,000円、あるいは500円といったような実績しか出ていないといふようなことから、活動はしておるといふ今の返答に対して、私ちょっと疑問に思いますが、その辺いかがでしょうか。

それから、もう1点ついでに言いますが、この資料の11ページ見ますと、貸借対照表でも、資産の部で未収金、合計が137万2,000円のうち未収金が84万2,000円あります。それから負債の部におきましても未払いが100万円弱あります。その辺のことが、137万円の中でその未収金あるいは未払いといった金額が異様に高いわけですが、その辺の内容について、大まかでもよろしいですが、わかれば教えていただきたいと思えますが。

以上、2点をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 活動の報告書の中での活動内容ということがありましたけれども、これに記載していないことも、例えばふるさと島根定住財団による体験事業などコーディネートなどもやっております、事業の主体、共催といふか、コーディネートして募集したりしていることが、例えば有機の里で子育て体験してみませんかといふような事業を2年間やっておりますけれども、これにつきましてはIターンの定住者が2世帯6人といふような成果があります。それから、空き家相談なんかからも町と連携しながらしているといふようなことも、この報告書には載っておりませんが、やっております。

それから、未収金、未払い金というところなんですけれども、これにつきましては、3月31日現在の貸借対照表ということで、町の委託の木の駅プロジェクトの委託料の関係で、3月31日現在まだ入っていないとか、それに伴って払っていないという金があったと聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 今のあれでは、これには活動報告には載せていないけどもいろいろやっていると言われるんなら、なぜ載せないんですか、まず第1点は。これ26年度の活動報告だからしていませんよということで載せていないということなんですか。

それともう一つ、この内容で、そのエコビレッジ構想で、新しく産業というか新しい事業を起こすとか、そういう担い手を育成するとかいうようなことについては、何らそういう報告も見られませんが、そのあたりについても本当にこのエコビレッジかきのきむらNPO法人が、そういうこの地域間交流施設の管理者として本当に適当だと思われるのかどうか、そのことも加えて回答願います。

○議長（安永 友行君） 赤松課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 指定管理者として適当かどうかということで選定委員会を開催しましたので、その点について私のほうからお答えしたいと思いますけども、ヒアリングを行いましたので、委員さんが外部の委員さんが5名いらっしゃいますけども、そういったことで、事業内容等についてのヒアリングも行いましたが、確かに構想自体とどうかということ、先ほど来出ておりますけども、その辺の中身についてはどうかということもあろうかと思いますが、その点についてはいろいろ努力もされているということで、委員さんのほうからそういう評価をいただきまして、指定管理の候補としては特に問題ないんじゃないかということで、選定委員会のほうではそういうまとめをさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 室長、活動報告に全て載っちゃらんというふうに答えたろう。それがなぜかちゅうて言うたんじゃけ、それをちょっと答えて。わかった。活動報告に全て載っちゃらんがどうかという質問があったことに対して、答えてください。三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 活動報告のほうに載っていないことがあるのはなぜかという質問だと思いますけれども、その点については町としてもはっきりわかりませんが、いろんな冊子とかを見ると、話は聞いておるけれどもどうして載っていないかということにつきましては、申しわけありませんが、ちょっと不明です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 指定管理のことにちょっと返答ございましたが、そもそもこの地域間交流拠点施設というこの施設を指定管理者になぜしなければならないかという疑問が残るんですが、このエコビレッジさんが、特に私が悪いとかどうとかそういう問題ではなしに、選ばれたということも、この資料の10ページのエコビレッジ構想というのの第一の柱として、地域資源を生かした新産業の創出とか、新産業の担い手、次世代の育成とか、そうそうたることが書いてありますけれども、実際には、今の活動報告から見ても、ほとんどが出ていないという疑問点もありますけれども、第一、この指定管理者にしないで、あっさり、先ほどちょっと町長のほうからあったかもわかりませんが、直営でやるという方向をなぜ出さないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 先ほど申し上げましたように、現場がなかなかいわゆる役場のほうでは対応しきれないというような状況で、先ほども申したとおり直営では難しいということ、現場のほうが対応できんということでございましたので、どこかに委託をするしかないということでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 町長の答弁でございますけれども、現場の方が言われるからできないという、その答弁で、ちょっと納得しがたいんですが、実際にその辺のことを確認して、なぜかというその辺の追及、あれはどうなんですか。ただ現場の方がだめだからということで、実際この指定管理も1,500万円近い金額、年間にしたら460万円ぐらいかと思いますが、それだけの資金が要るわけなんで、もう少し中身を、こうだからできんのだということもぜひ教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） やはりマンパワー的なもので、今持っておる事業、やはり職員を導入しなきゃならないということが主だというように思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この指定管理に、ちょっともう違う感覚になるんですが、指定管理の制度についてになるのかもわかりませんが、この施設を指定管理のエコビにしたらということで、要は、先ほど来からいろいろ問題になってはいますが、地域間交流施設として、そのエコビ構想としての施設として有効利用されていないと思われるんですが、その辺に対して町からの指導というものはできないものなんでしょうか。そういうことによって少しでもよくなるような方向で行けると思うんですが、その辺については、もう任せきっておるから、われらは言うことはできんのだということなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 指定管理の制度的なお話で回答させていただきたいと思いますが、もちろんその施設を利用する目的なり趣旨なりというのはあるかと思いますが、その趣旨に沿った活用の方法をされておれば、それは何ら言うことはないと思いますが、仮にその趣旨なり目的に沿った運用がされていないということであれば、当然そこに対して町のほうからの指導は可能であろうというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） というになると、要は、このエコビ構想に基づいた活動をせいと、そのためにはこういうことをしなさいというようなことは、町としては指導できるわけですね。

それとあわせて、地域間交流と言いながら、先ほどの説明では、ほんの柿木のほんの一部のところしか交流されていないような形だとしか思えないんですが、もっと吉賀町全体の交流なのか、吉賀町の施設として、もっと大きな、吉賀町内だけでも旧六日市を取り込んだ交流というのが広げられないのかどうなのか、そのあたりと2点、回答をお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松課長。

○総務課長（赤松 寿志君） ちょっと私のほうから回答していいのか、ちょっとあれもありますが、もちろん構想に沿った活動を指導する、活動をしなさいということ指導することは可能だろうと思います。ですので、その辺も踏まえて今のように、原課のほうもそうなんですが、その構想自体の検証が、今、町としてもなされていないという実態があるかと思いますが、ですので、その辺のところは、構想に基づいてどういうことがやられてきて、あるいはどういうことが不足していたのか、その辺のところも町のほうの検証も要ると思います。そういったことも当然やっていかなきゃいけないんだろうというふうに思います。

それから、他の地域に広げられないかということなんですが、その辺も当然あるかと思いますが、一例ということで、この間言わせていただきますと、つい1カ月前ぐらいだったと思いますが大学生の交流事業がありまして、このエコビレッジの施設を中心として、具体的な活動内容としては蔵木地区でやられたとかそういった事例はありますので、必ずしもその柿木地域に限定としたものではないというふうに理解をしておるところでございます。また、もっとそういった活動もふやしていかなきゃいけないと、町としてもその辺を望んでいるところですので、そういうことはしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、制度的なことでの質疑にもなりますが、施設そのもののことについてお聞きをしたいと思います。いろいろと改修等もしていただいているんですが、今、レ

ストランも入って運営はされております。交流の事業等が非常に少ないという中で、この地域間交流拠点施設の場合、研修の中の一部であれば宿泊ができるというふうに聞いておりますが、2階の部分を2部屋使いまして使えるというふうに聞いておりますが、何人ほど泊まれる状況になっているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 何人泊まれるかということの御質問ですけれども、ちょっと今、畳で18畳という広さが2つあるんですけれども、ちょっと人数というのは、はっきりちょっとわかりません。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 条例またこの構想については、大変、私個人としてはいい案じゃないかと思えます。昨日もエポックの件もありましたが、こういった地域絡めて、活性化に対しては、なかなか将来的にもいいことだと思っておりますが、ただそれは現実的にどうかという、今、きょうも討論ありましたけど、そこが一番大事なところであります。

前回に続きまして、ちょっと私この施設の建築年ちょっと調べましたら、昭和28年でした。ということは、62年もう経過しております。私も前回質問したときに、そのときに何年かいうのはわからなかったですが、そういったところで今の現状を見ますと、今の御時世も含めまして、今この吉賀町で学校が、柿木、六日市小で耐震工事やられております。この根底には、やはりああして児童が集まる場なので、もし何かあったら当然行政のほうにも管理者のほうにも責任が及ぶというところだと思います。

倣って、今エコビレッジの、私が言うのは施設の建物の件で今言っておりますが、もし災害等が起きた場合に、施設に関しては10万円以下は管理者と、それ以上は行政が町が持ちますよということになっております。そして、この間の質問では、筋交いが入っているから、また保険に加入しているから大丈夫ですよと、それはそれで体をなしているのかもしれないですが、ただ、やはりこの地は地震も少ないというところもありますが、これから先、異常気象でどういったことが起きるかもしれません。この施設は、先ほども宿泊施設等いろいろな交流の機関でありますし、ただ、やることはよくても、その母体の建物自体が62年たっているということは、まず耐震基準に合っていないんじゃないかと、そのレベルにクリアしていれば、それは先ほどの条例、構想に関しても賛成的なものを考えられますが、もう物事を、建物自体がそういった根本的な根底からもう見直す必要もあると思えますし、もし、災害が起きるのは、これはいつかわかりません。で、起きた場合、保険加入しているから大丈夫と、それで済みましたよと、解決しました、そしたらそれはそれでいいと思えます。ただ、どの世界でもそうですが、やはりそれに付随してといいますか、例えば法的責任、社会的責任、またなおさら道義的責任、そういったものが、こ

の行政、吉賀町、またこのエコビレッジでいえば管理者のほうへ、そういった責任を追及が必ずされるはずで。というところで、なぜそんな古い施設を、幾らかは改修とかしたかもしれませんが、なぜ改修、ちゃんと耐震基準に合ったものをしなかったのかと、そういったいろんな議論が出てくると思いますし、確実にそうと思います。

結論として言えるのは、構想としたら別にいいのかもしれませんが、今の建物、もうそういった根底的なものが、見直す時期でもあると思いますし、また総合戦略にマッチしてやらないといけないことではありますし、そこでやっぱり一旦そういった災害起きますと町のメンツも面目もなくなりますので、その辺をどういうふうにお考えなのかと。で、この今の流れから言いますと、やはり指定管理業者として適正であるとなつていますが、やはりその建物部分のことをまず根底から見直すことが必要じゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり古い木造の建物でございますので、耐震の対策についてどうであるかということがあります。これは今、改修しておりますけれども、改修が平成17年に改修しております。そのときに建築確認申請の確認済みはしておりますけれども、当時、木造については構造計算は不要であるというところと、耐震対策についても義務化はされていなかったという時代でありました。今後どうするかというところですが、またそういう耐震調査も含めて検証する中で検討していかなければならないと考えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 検討しますと言いましたが、私が言いたいのは、もう今、地方総合戦略これを基準に考えて物を言っていますが、やるとしたら今この機会にやっておかないと、これはさっき言いました、いつ災害が起きるかわからないと、この冬場の例えば事故で崩壊しましたと、それはないかもしれませんが、そういったこともあると思います。いつも、検討、検討ばかりを聞きますが、そこはしっかり改めないといけないと思いますが、もし例えば建物が崩壊しました、けが人が出ました、そういった場合、人的な損害に対しては保険対応とかいろいろ考え方はありますが、建物に対してはどうされますか。吉賀町で全て負担すると、そういった形になりますか。

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前11時03分休憩

.....
午前11時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第116号についての質疑を続行します。質疑はありませんか。岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） それでは、何点か御質問を受けておりますので、答弁足らずの部分がありましたら、また御指摘をいただきたいと思います。

まず、ずいぶん前のところで質疑がありました活動報告の件です。恐らく議員さんのほうには、今回のNPOのほうから、指定管理者の申請に当たって申請書があった内容のコピーが行っているのではないかというふうに思います。活動報告につきまして、平成26年度の活動報告につきましては3ページにわたってのコピーではなかろうかと思えます。先ほどの室長の答弁の中で、出ていない部分もあるというような答弁をさせていただきました。その内容の趣旨は、エコビ構想を、いろいろ主体的事業もしておりますが、それ以外に地域の活動、いろいろ例えば夏祭りの実行委員会とかそういったところに参画をずいぶんしております、それにつきましては主催事業でないので事業報告の中に上がっていないという部分があります。したがって、ここにあります平成26年度活動報告書、3ページにわたってございますが、これは、私も選定委員会の委員でございますのでヒアリング等も行いましたが、エコビNPOのほうが主催、主体事業として行っております活動報告、活動内容については、これが全てというふうに承知をしております。これ以外のところで、協賛、後援事業がある部分については、この一覧表に載っていない部分があるということで御理解をまずいただきたいと思えます。

それから、2点目にありました先ほどありました建物の構造の問題です。平成17年に、今あります施設につきましては開設をしておりますが、開設当時につきましては、そういった耐震構造の基準がなかったということでスタートをしております。ただ、現在、それじゃその基準があるかないか、あった場合に、その基準に適合しているかどうか、きょうこの場で即答をすることはできません。ここにつきましては再度事務方のほうで調整をさせていただきまして、適合しなければならぬ基準がありましたら直ちに調査をさせていただいて、その結果に基づいて、例えば適合していないということであれば宿泊等もできないわけでございますので、当面その調査結果等が出るまでは、先ほど全部改正の条例は議決をいただきまして、その中に宿泊の利用料金も設定をさせていただいておりますが、確たる結論が出るまでは、宿泊、体験宿泊につきましては、当座のところは対応しないということで安全性を担保をさせていただきたいと思えます。

それから、最後のところで3番議員のほうからありました、いわゆるその地震等の災害で建物が倒壊をしたときの管理責任というようなことがございました。当然、今回の参考資料の44ページのほうへリスク分担表もつけておまして、3番議員のほうからは、この44ページのところでいいますと、やや下のほうにあります施設、設備の損傷というところで10万円未満と10万円を超えた部分というところで、負担者については吉賀町と指定管理者のほうでそれぞれ

れ分けていきますよということなのですが、お話にありました例えば地震とか、当然これは風水害、暴風雨等も含めてですが、それによって不可抗力によって倒壊をしたということになりますと、このリスク分担表で見ますと、今見ていただいておりますところから少し中、中ほどか上にあります不可抗力という項目がございますが、ここにあります不可抗力、その中で、暴風雨、豪雨、それから洪水、地震、云々とありますが、こういったケースの場合には、これは全て吉賀町、建物を管理といたしますか保有をしております町のほうで、自治体のほうで、全てその責任を負うと、当然、損害等が出れば、建物の対する損害も掛けて、保険も掛けておりますので、そちらのほうで一切の面倒を見させていただくと、こういう各対応をとることになるかと思えます。

以上、とりあえず3点について答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） それでは、質疑を続行します。質疑はありませんか。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） もう1回、計算のほうですが、この利用料金というのがありますが、実際あれですか、幾らぐらいの利用料金が入っておるのか、それから会員のほうで正会員それから準会員、賛助会員とあります。このことが、正会員とはどのような方で何名ぐらいおられるのか、また準会員、また賛助会員という方は何名ぐらいおられるのか、ちょっとお伺いしたいんですが、合計が実績で16万6,000円とありますが、その辺わかればお教え願いたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 使用料について収入が幾らかというところでは、研修室等の使用料で、26年度は20万2,650円の収入になっております。そのほか備品の使用料とかコピー機の使用料とかもありますけれども、部屋の使用料としては20万2,650円です。

それから、会員のほうですけれども、正会員、準会員、賛助会員、どう違うのかということは、ちょっと私も把握しておりませんが、正会員は50名、子どもの会員が10名、準会員が10名の70名と聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 先ほどの会員の種類なんですけれども、ちょっとこちらに定款がありましたので、ちょっとそちらのほうを読み上げたいと思えますけれども、正会員につきましては、この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び団体、それから準会員については、この法人の目的に賛同しこの法人が行う事業に参加する個人、それから賛助会員は、この法人の目的に賛同し賛助するため入会した個人及び団体という、定款ではそういう規定になっております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第116号吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定についてに対する反対の討論を行います。

まず、反対の理由であります。先ほど可決しました条例の質疑の際にも、エコビレッジ構想と他の吉賀町の計画ビジョン等についてのすり合わせ、このようなものがされなければならないという形で御答弁もあったと思いますが、私はこの1年かけて、しっかりと吉賀町の中の施設であるということをしかりと入れ込んだものにし、改めて、この指定の期間について31年3月31日となっておりますが、これを1年間にし、行うのが妥当ではないかということで、反対の討論とします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それでは、議案第116号の吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

私もエコビレッジ構想等、先ほど読ませていただきました。また執行部のほうから、1年かけてまた内容も直すというようなことですが、第一の柱として、地域資源を生かした新産業の創出あるいは新産業の担い手、次世代の育成等、構想がございませけれども、現在の事業報告あるいは決算報告等を見ましても、この構想に向いていないと、方向が向いていないというようなことから、反対を申し上げます。

それから、指定の期間につきましても、状況を見てから直すというようなことを前回の町長答弁のほうでございましたけれども、これはやはりある程度の指定をして、実績が伴ってから指定管理にすること、それから今の状況では各公民館の活動と何ら変わりはないというような立場から見て、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 本議案につきまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

参考資料に、配付されました参考資料に多々事業報告が出ていますけど、これとは別に、県立大学との学生との交流、そして学生さんが、有機農産物、その他、町内のいろいろなものの販売とか、そういうことにも取り組んでおりますし、なおさら今取り上げられています地方創生、交流人口をふやして定住者をふやすという面からも、空き家対策、その他、県の事業の交流事業も

取り入れながらやっております。吉賀町も総合戦略の中で人口ビジョンも示されましたけど、この交流施設は、単に、そのかきのきむらという名称がついていますが柿木村だけの施設ではありませんで、吉賀町全体の、その教育であり、定住であり、いろいろな面をサポートといいますか活動しているわけでありますので、今後ますます重要な施設になってくると考えられますので、ぜひ継続をして活用するべきだと考え、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第116号吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第12、議案第117号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第117号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第117号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第118号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第118号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第118号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第119号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第119号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第119号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第120号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第120号平成27年度吉賀町小水力発電特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第120号平成27年度吉賀町小水力発電特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第121号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第121号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第121号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第122号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第122号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第122号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第123号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） まず、16ページ、商工費の中で、彫刻の道整備事業費として、事業委託で説明板等も上がっておりますが、町内にあります地図の案内板、道の駅とかそれからポケットパークとか、あれに地図等ございますが、そういうところに、今の彫刻の道の関係の案内をするというのは、この中には含まれないということよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現段階において、町内の地図へは、まだ掲載の計画といたしますか、具体的に掲載する予定は今

ございません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、15ページ、商工費の観光費のうちの005、観光施設管理費で調査委託料として上がっておりますが、調査を委託をする、どういう委託先、どのような業種のところに委託されるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

15ページ、観光費、観光施設管理費の調査委託料でございますが、これ、建物の法的な整合があるかどうかという調査委託料でございます。具体的には高尻にありますログハウスの管理棟及びなつめの里でございますが、現在、管理棟には、宿泊というのはしていませんけどニーズが比較的あるため、一般客が宿泊できるかどうかというのを法的に適合するためにはどのようなものが必要なのかというのを調査委託するものでございます。

委託先でございますが、ちょっとまだ決まっておりますが、金額からすると、別々に発注すると随意契約なのかなというところでございます。（発言する者あり）済いません、追加で回答させていただきます。委託先は建物の設計監理会社になろうかと想定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 説明があったかもわかりませんが、ちょっと聞き漏らしていますのでお願いしたいと思います。

10ページの高速通信基盤整備事業で4,320万円の△になってはいますが、理由をちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

説明のときには歳出のほうで個別に言ったんで、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、要はこれ当初は過疎債のハードを活用する計画をしておりました。で、起債のヒアリング等に行くと、ハードじゃなくてソフトに移行しなさいという指導を受けましたので、その過疎債のソフトのほうに異動しました。その後、ハードのほうは4,320万円減額になるんですが、ソフトのほうは枠がありまして、その枠が、だからもう4,320万円をふやしたソフトに移行した関係で、逆に言えば、今度ソフト事業は今度減らさないけん事業が出てきたということにもなります。その辺が、歳出のほうで町債が△になっているのがいっぱいあると思いますけども、その辺がほとんど、ソフト事業をこのハードから、この高速通信がハードからソフトに移行したことによりまして、他の充当しておった過疎債のソフト事業を減額する必要が出てきたというものでござ

ざいます。過疎債のソフト事業についても総額の変更はございませんので、ここの10ページのところでは、過疎債のソフト事業については増減は出てきません。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 16ページの005の除雪費のところ、車両購入ということで1,782万円上がっておりますが、この除雪車は、配備は本庁舎のように、本庁舎にあって、それぞれ必要なところに六日市から行くのか、あるいは蔵木とか柿木とかどこに配備されるのかということが1点と、それと、それを運転される方については、当然土木業者になるのか職員さんになるのかちょっとわかりませんが、土木業者になるにしては、その選定というんでしょうか、その路線に行く、例えば朝倉に行くのであれば朝倉の業者がやるとか、そういうふうなことになるんでしょうか。その2点をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 桜下議員の御質問にお答えをいたします。

参考資料の48ページのほうをちょっと開いていただければと思います。48ページのほうに、吉賀町が今所有しています大型の除雪車の一覧表を載せております。その一番右、川崎、車種川崎と書いてありますけども、太線で囲んだところですけども、この車両を更新するための予算でございまして、新たに入れるものではございませんので、この車両が入れかわるということで、当然その区域も運転に関しても現行のままということで今考えております。ちなみに、初見河津線の車両だというふうに思っております。当然、運転手につきましても業者のほうへ委託するというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の除雪車の車両の購入の件でお聞きをいたします。除雪時、いろんな路面のいろんな障害物というか、飛び出たもの等でひっかけたときに、排土板の部分的に折れるような仕組みが備わったものをこのたび購入をするのか、そこまでになっていないものになるのか、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 大変申しわけないんですけど、そういうちょっと細かいところまで十分把握しておりませんが、現在この予算に上げておりますけども、ごく一般的な車両で、今、見積もりをとっております。発注の際の詳細の仕様書につきましては、細かい部分につきましては、今後検討を重ねたいと思いますので、今御指摘のございました件についても検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） まだ質疑はあるかと思いますが、ちょっと早いですが休憩します、1時まで。

午前11時49分休憩

午後1時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）の質疑が残っております。これより質疑を再開します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 16ページの急傾斜地の負担金が出ていますけど、今、町内で要望が出ておる箇所がどのぐらいあるか教えてください。それと、高尻の幼稚園に進出といいますか出てこられるという企業の方の進捗といいますか、どのようになっておるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 急傾斜地崩壊対策事業の要望でございますけども、住宅の裏から落石とか崩壊とかがあるということで、要望といいますか、いろいろ御相談とかはあるんですけども、それは今ちょっと具体的に全部が何件かというのを、全部ちょっと頭の中に入ってはおりませんけども、そういった事例の場合、治山事業で実施する場合と、土木サイドの急傾斜地の事業で実施する場合と、ケース・バイ・ケースですので、じゃ、急傾斜が何カ所で治山が何カ所かということにもなかなかありませんし、実際に、そこがその事業の対象になるかどうかというのも、ちょっと県のほうの最終的判断になりますので、今、実際に動いておりますのが、急傾斜の関係で言いますと、柿木、旧柿木村区域になりますけども、この今回出しましたこれが下須の法師淵なんですけども、それを含めて、椈谷と今ここの下須と、それから柿木で今2カ所が、具体的に急傾斜の事業で動いておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、先ほどの今の質問のもう1点、高尻の保育所の件については予算に一切出ておりませんので、別の機会に答えていただくよう、今、用意しておりませんので、お願いしてありますので、御了解ください。

ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 除雪車の件ですが、これはいろいろなそのオプションをつけるので、町内ということにはいかなのかもわかりませんが、町内業者が入れるようなことにはならないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 今のところ、どういう入札の形態をとるかというのも、仕様書

も完全に固まっておりませんし、まだ具体的に検討しておりません。できればその町内でということもあるんですけど、車両自体が特殊ですので、果たしてそれがいいかどうかということも含めて、ちょっと早急に検討したいというふうには思っておりますけども、今の時点でちょっと明確な回答はできません。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） さっきの関連ですけど、この車両は、どうせ国道とか、いろいろな向こうの車検を受けなければならない車両だと思いますので、できましたら、ぜひ金額も結構な金額ですし町内業者でできるところがあればぜひ入れてもらうように、これ、お願いをしておきます。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） やはり今、庭田議員のほうから言われましたけども、基本的には何の入札にしても町内業者ということを中心に置いて検討していきたいと思っておりますので、その点は、またこれからの指名審査会等でも話をしなければならぬことだと思っておりますので、そういったところでお願いしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 16ページの商工費の観光費のうちの彫刻の道の整備事業費で、彫刻の購入と、それからケースの購入がありますが、実際にこのたび購入する予定の彫刻等が置かれる場所、ちょっと十分記憶していなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回設置する彫刻は、参考資料の46ページに掲載しておりますトゥ・ザ・スカイというケヤキ性のもので、高さが88センチのものでございます。置く場所としましては、今、本庁舎のフロアを想定しているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 15ページの004で、健康増進交流促進施設管理費とあります「ゆ・ら・ら」で施設修繕料というのがありますが、この前、説明で、外灯とか燃料ポンプで有効活用利用ということをお話を聞きましたけれども、私、昨年でしたか、プールの修繕というちょっとお願いしたことがあるんですけど、その辺の修理とかというのは、関連かどうかわかりませんが、含まれるようなことはならないかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回計上いたしました230万円の予算は、議員の御発言どおり、外灯、ポンプ、継ぎ手、ボイラー等、外灯以外は給湯にかかわるものでございます。プールのことについては今回予算的には含まれておりませんが、指定管理者のほうと話はしております。協議を続けているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 14ページの歯科診療所の予算が出ていますが、これはこれによろしいんですが、その後どのような利用をされるかという計画はありますか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

備品に関して、まず冒頭御説明を申し上げたいと思うんですけども、備品につきましては、後から入れたものにつきましては、今回で一応備品の処理が終わりました。既に職員のほうと私も動員しまして、一般廃棄物にかかわるものは全部不燃物処理場のほうに持って行ってございまして、それ以外のものが今回残ったということです。

それから、建設当時に施設についている、建物と一体構造になったものがずいぶんあります。これは、やはり我々の力ではちょっと外すことができませんので、これは次の利活用の際に、今のまま利活用するということには多分ならないと思いますので、歯科診療所として使うということになれば大丈夫なんですけども、新たな目的を持って使うということになると、それは今のままでは使えませんので、そのときに、当然、改修なりさまざまな手法に応じて、新たな利活用に応じた、そういう建物のやっぱり変容をしなければいけないということになりますので、そのときに発生する費用の中で見ていかなきゃいけないというふうに思っています。

それから、今の利活用の話ですけども、これは一旦私どものほうでは3月議会に条例を出しまして、歯科診療所の廃止条例を出させていただきます。その時点で行政財産から普通財産に帰属をいたしますので、自動的に総務課の管理ということになりまして、それ以降は、これは全庁的に物事を考えていくということになりますので、今は一応3月31日までの作業をさせていただくのが我々の所管課の仕事で、それ以降につきましてはゼロベースで考えていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 11ページの004と005なんですけども、この004につきましては、定住対策の事業費で、空き家の活用、集落担い手何とかいう分で2件分を200万円ということですが、もう既に候補地があるんだと思うんですけども、これが協力隊とかああいうことに使うもののあれですか。それと、その下のバスの関係ですが、生活バスなんですけども、これは

81万8,000円、四半期が過ぎてこれぐらいの予算が出るっていうことは、特別、特異的なことがあったのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず1点目、定住対策事業費で、空き家活用の補助金の件につきましてお答えいたします。これまで当初で500万円の予算を上げておりまして、例年ですと、これで足りていたところでございますが、ことしはもう既に5件申請が生まれて、予算枠いっぱいになりましたので、今回追加するものでございます。2件分を想定しております。それで、この事業につきましては、いわゆる空き家情報バンクに登録していただいた物件に新たな方が入る場合に改修費の一部を助成しようとするというものでございまして、申し込み者の状況、世帯人員によって枠が違いますので、今回200万円計上したところでございます。

2点目の生活バス路線確保対策事業費という補正額につきましては、生活バス路線確保対策の年度は毎年度10月1日から始まりまして、9月30日を決算として対象としております。一方、予算は4月に計上しますので、前年度の実績見込みで計上しますので、その分、不足額が生じたり、逆に余る状況になったりしますので、その額を例年この12月議会で補正しているものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

なお、本案のいわゆる一般会計補正予算（第5号）について、休憩中に藤升議員ほか3名から修正案の動議が提出されています。これより局長のほうから修正案を皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

配付漏れはありませんか。ありますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、これより本案とあわせて修正案2本に対してを議題といたします。

まず最初に、修正動議を提出された提出者、藤升議員からの修正案の説明をお願いいたします。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議を提出しましたので、読み上げて、あと、補足をしまして提案したいと思います。

吉賀町議会議長、安永友行様。発議者、吉賀町議会議員、藤升正夫、同上、大多和安一、中田元、三浦浩明。

議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議。上記の動議を地方自治法115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

別紙といたしまして、議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正をするということで、まず、議案の表紙にあります第3条に債務負担行為がありますので、この債務負担行為に係る部分を全て消します。そして、地方債補正が第4条となっておりますので、これを第3条といたします。それで、5ページのほうにあります第4表の債務負担行為の表を全て消すというものであります。

この理由につきましては、午前中の中でありました議案第116号吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定についてという議案に対して否決をしましたために、この債務負担行為についても消す必要が生じたというのが理由であります。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） ただいま修正案の説明が終わりました。修正案に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 修正案に対しての質疑は終わります。

それでは、ただいまの修正動議、修正案に対しての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで修正案に対しての討論は終わります。

次に、原案に対しての先ほど質疑は終結しておりますので、原案に対しての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）についての採決を行います。まず、本案に対して、先ほど藤升議員ほか3名から提出された修正案について採決いたします。この修正案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。よって、平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案については可決をされました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、修正議決した部分を除く原案については可決をされました。

日程第19、発議第8号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第19、発議第8号入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）を議題とします。

本案については総務常任委員会に付託しております。総務常任委員長からの報告を求めます。

2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 総務常任委員長の大多和です。総務常任委員会での審議結果を報告します。

お手元に配っております委員会報告書を読み上げて、報告にかえます。

吉賀町議会議員、安永友行様。総務常任委員会委員長、大多和安一。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第8号。件名、入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）。2、審査年月日、平成27年12月16日。3、審査結果、否決。4、審査内容、低所得者は引き上げを行わない。難病患者、小児慢性特定疾病患者は負担額を据え置かれている。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で報告が終わりました。

報告に対し、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の御説明をいただきました。今、吉賀町におきましては、乳幼児医療費助成制度のもとで、生まれてから高校生まで医療費の助成を行っております。これはあくまでも医療費ですので、入院時のこの食事療養費というのは対象になっていないと私は理解をしておりますが、その点について審査の中でどのような議論がされたのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 入院時の、今のは、そのことについては討論しておりません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。原案否決でございますので、賛成討論を最初に行います。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第19、発議第8号入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）を採決します。この採決は挙手によって行います。

この発議に対する委員長の報告は原案否決です。したがって、原案について採決します。日程第19、発議第8号入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は、いわゆる原案は否決されました。

日程第20、請願第5号

○議長（安永 友行君） 日程第20、請願第5号後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書を議題とします。

本案について総務常任委員会の報告を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） 請願書の審査について、配付しております審査報告書を読み上げて、報告いたします。

吉賀町議会議長、安永友行様。総務常任委員会委員長、大多和安一。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号、第164号、請願第5号。件名、後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書。2、審査年月日、平成27年12月16日。3、審査結果、不採択。4、審査内容、後期高齢者の保険料軽減の特例に関しては段階的に縮小されることとなっており、実施に当たっては低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することなどにより、低所得者層に配慮されている。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で報告が終わりました。

ここで委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 低所得者層に配慮されているという理由でありました。ところが、この間、年金の実質的な引き下げが続いておりますし、また後期高齢者の保険料については、導入以来少しずつありますが引き上げられてきております。そういうような中で、そもそもこの軽減というものが導入された後期高齢者医療制度のときに、本来の7割でなく9割とか8割5分となった理由について、委員会の中でどのような審査をされたのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 軽減措置がなされたことについて、当初の軽減措置がどういう経過でなったかということについては、委員会では審査しておりません。討論もしておりません。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

なお、委員長報告は原案不採択でございました。賛成討論はありませんか。藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、請願第5号後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書に対しての賛成の討論を行います。

もともとの後期高齢者医療制度の導入に当たっては、さまざまな反対をする御意見があり、それを緩和するがために、今の軽減の特例を設けたという流れがございます。また今、後期高齢者の対象となっておられる方々の年金そのものは、年々実質的にも名目上も引き下げられてきているというような中におきまして、これは国会での議論の中で出ている数字ですが、少なくとも9割軽減の人が7割になるということであれば3倍もの負担増であり、また、ほかの事例で10倍もの負担増になるというような事例も紹介されておりましたが、そのことは、やはり後期高齢者の方々の生活を圧迫する一つの要因になるというふうに考えます。よって、軽減特例というのは、引き続き行うのが、生活を守るためにも必要であるというふうに考えますので、賛成討論といたします。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第20、請願第5号後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書を採決します。

この採決は挙手によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をします。日程第20、請願第5号後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、日程第20、請願第5号後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書については不採択とすることに決定をしました。

日程第21. 陳情第3号

○議長（安永 友行君） 日程第21、陳情第3号国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書を議題とします。

本案についても総務常任委員会委員長の報告を求めます。2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 陳情書の審査報告をいたします。同じく読み上げて、報告にかえます。

吉賀町議会議長、安永友行様。総務常任委員会委員長、大多和安一。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号、第163号、陳情第3号。件名、陳情第3号国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書。2、審査年月日、平成27年12月16日。3、審査結果、不採択。4、審査内容、陳情趣旨と結論に差異が認められる。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で総務常任委員会の報告は終わりました。

これより委員長に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、御報告をいただきましたけども、陳情の趣旨と結論に差異が認められるということではありますが、もともとの件名にあります国民皆保険制度の維持・発展と

いうことについてはどのような議論がされたのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 国民皆保険制度の維持・発展を求めるということについてどう議論がされたかと御質問はということですが、基本的には、ことを言いますと、それはそういうことについては議論はしておりません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 議論はされていないということです。

それと、今の国民皆保険制度の、今、発展という部分で言いますと、このたびの法律の改正の中で、患者申出療養制度というものについても門戸を広げるという趣旨のものもございしますが、そういうものについては同じように議論がされていなかったということですか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） それについては、先ほどのちょっと回答いうんですか、あれと若干異なるかもわかりませんが、一応この皆保険制度につきましては保健福祉課長の出席をいただいて、皆保険制度について、医療の全般について、まず勉強いたしました。その後ということ、この申出療養制度ですか、これについても一応どうということかということについては、それぞれの委員が熟知というんですか、承知はしておりますが、今のこの陳情書の内容については趣旨が違うのではないかとということで、否決となりました。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。本案も原案不採択、委員長報告は原案不採択でございますが、原案に対しての討論を行います。賛成討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、陳情第3号国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書に対する賛成の討論を行います。

この委員会の審査内容は、陳情趣旨と結論に差異が認められるということで不採択というふうにされておりますが、今、問題となっております医療保険の改正のほうの中の問題でいいますと、保険のきかない患者申出療養制度について、原則禁止されている混合診療の全面解禁に道を開くことになるということがあると思います。実験的な先進医療も対象としながら、これまで6カ月の審査機関が6週間に短縮され、施設基準もない医療機関で実施するのに、安全性の確保についても示されていない、また保険収載適用ということについても、何の見込みも示されていなかったという内容も含まれております。今、この国民皆保険制度そのものが、より維持・発展をさせるということは、住民の医療を確保するためにも大変重要なことであるというふうに考えますの

で、この陳情書につけてありました意見書（案）等もありますが、それを委員会の手によって直してでも、国に対し、維持・発展を求めるのが必要と考え、賛成討論といたします。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、陳情第3号国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書を採決します。

この採決は挙手によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をします。日程第21、陳情第3号国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、日程第21、陳情第3号国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書については不採択とすることに決定をしました。

日程第22. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第22、閉会中の継続調査についてを議題とします。総務常任委員長及び経済常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいてお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

ここで中谷町長より発言を求められております。発言を許します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 本議会に御提案いたしました19議案でございますけれども、私、町長に就任してから10年余りがたちますけれども、今回で2件目の否決がございました。また、その否決議案に基づきまして、予算書の修正と、これの伴ったものでございますけれども、予算書の修正というふうなものも初めて受けたわけでございますけれども、私自身とすれば大変不名誉なことであるというように思っております。

また、議員の皆様方の議決は大変重たいものがございます。議員の皆様方の御意見をしっかり精査し、また議案の内容を調整し、皆様方のほうへ、また再議に付したいというように思っておりますので、どうかそのときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

今議会、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しましたので、会議を閉じます。平成27年第4回吉賀町議会定例会を以上で閉会いたします。御苦勞でございました。

午後1時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員